

施設管理者による官庁施設の 防災機能確保のための対応について

国土交通省 大臣官房官庁営繕部
令和4年6月

発災時に慌てないように

発災時には、予め決めていた通りの対応は、実際は難しいものです。
特に夜間や休日に発災した場合は、対応をまとめた資料が手元にない可能性があります。

また発災したその時だけではなく、地震であれば余震であったり、外壁タイルの落下や火災といった二次災害にも注意しなければなりません。さらには、発災時には周辺住民の方達が避難に訪れるかもしれないから、施設利用者のみならず、周辺住民等の人命にも危険が及ばないように、日頃からの準備やシミュレーションが大切です。

発災時対応のマニュアルが手元に無い場合に備え、少なくとも初動について、この資料を参考に、まずは一度シミュレーションしてみてください。

毎年行う防災訓練では、さらに次のポイントにも留意してメニューを組んでみてください。

- ・発災時には、どの職員であっても、施設の安全を確保できるようになっているか。
⇒ 避難路は？ 排煙窓の開け方は？ etc...
- ・業務継続計画（BCP）が施設の各部位や機器にどのように関連するのか。
⇒ 非常時優先業務を確実にを行うための特別なコンセントの位置は？
関連機器の場所やその動かし方は？（もしくは動かせる人は？） etc...

夜間や休日に駆け付ける際には、懐中電灯もお忘れなく。
ヘルメットがあるとなお安心です。

- 官庁施設は、多数の国民や地域住民が利用するため、安全な施設でなくてはなりません。また、災害時には災害応急対策活動の拠点あるいは近隣住民の避難場所等となることから、所要の防災性能を備えるだけでなく、常に維持する必要があります。
- 国土交通省では、官庁施設の防災性能に関して、“災害に備えるためにすべきこと”を「**官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック**」としてとりまとめました。
- なお、“発災時にすべきこと”については、従前より様々な指針、要領等があります。主なものを以下にまとめましたので、上記ガイドブックと併せてご活用ください。

災害に備えるためにすべきこと

(参考になる指針、要領等) 下線は次頁以降に補足有

- 建物保全業務受注者との非常時対応の取り決め 「**建築保全業務共通仕様書（平成30年版）**」
- 業務継続計画（BCP）の作成 「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」
- 被災情報伝達の事前準備 「官庁施設の被災情報伝達要領、被災情報伝達様式」
- 建物の防災性能の確保・維持 「**官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック**」 (令和4年6月)

発災時にすべきこと

(参考になる指針、要領等) 下線は次頁以降に補足有

- 発災直後の点検確認 「**発災時チェックシート**」
(「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」の付属資料)
- 被災情報の伝達 「官庁施設の被災情報伝達要領、被災情報伝達様式」
- 設備機器に関する対応 「地震により施設が被災した場合の設備機器に関する注意事項」

○非常時の対応をスムーズに進めるためには、建築保全業務の契約事項である「**建築保全業務共通仕様書**」等に基づいて、建築保全業務受注者、特に建物に常駐している運転監視業務受注者、警備業務受注者等と**非常時の指揮命令系統、連絡体制及び事前・事後の対応**※を協議して決めておく必要があります。

〔 建築保全業務共通仕様書
https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm 〕

※協議しておくべき主な内容

- 非常時の指揮命令系統、連絡体制
- 気象予報発令時の事前対応（暴風、豪雨）
- 発災後の対応（安全確認、警察・消防への通報等）
- 対応の実施に必要な資料の準備（図面、チェックシート等）
- 発災後の施設への立入許可手続、鍵の管理に関する取り決め

建築保全業務共通仕様書	番号・項目	概要
第1編 総則	1.1.7 非常時の対応	指揮命令系統・連絡体制の構築、気象予報発令時の事前巡回、保全業務についての応急的な支援等
	1.4.5 行事等への立会い	防災訓練等への立会の要否
第3編 運転・監視及び日常点検・保守	1.1.12 臨機の措置等	災害発生に対する措置、防災マニュアルの作成
	1.1.13 機器等に異常を認めた場合の措置	機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法等
	1.1.14 資料等の整理、保管	機器の取扱説明書等の整理と保管
	1.1.17 防災訓練等への参加	防災訓練等への参加
第6編 警備	1.1.8 鍵の取扱い	鍵の使用及び貸出
	2.1.4 業務内容	防犯・防災監視、各種災害時の対応
	2.1.5 防災訓練等への参加	防災訓練等への参加

施設管理者が“すべきこと”、“してはいけないこと”をまとめた「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」には、特に注意して頂きたい“防災性能を低下させる12の状況”について、イラスト等で説明しています。

例：状況No.1

状況の説明

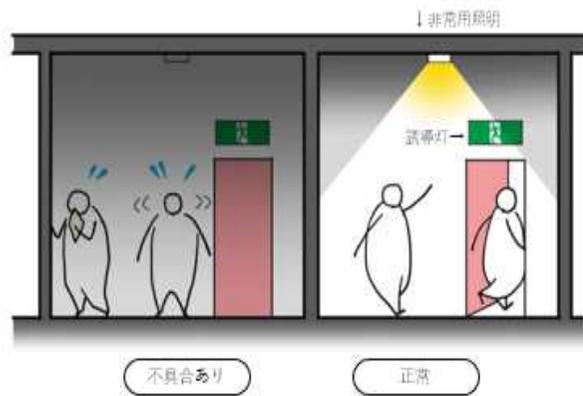
停電時、真っ暗になりませんか？

01. 非常用照明が点灯しない状態・誘導灯が点灯しない状態

どんな施設管理がその状況を引き起こすのかの説明

災害時にどうなってしまうのか等の説明

非常用照明なのに点灯しない！！
煙が充満してくると、いよいよ周りが見えなくなる。
真っ暗だと、方向感覚や上下感覚すら失う。



防災性能を損なう施設管理の例

- どれが非常用照明か知らない。
- 球切れのままにしている。
- 電池（バッテリー）切れのままにしている。
- 球を間引きしてしまっている。

非常用照明、誘導灯とは

予備電源を設け、火災発生時等に建物内が停電した際に自動的に点灯し、安全な避難を助ける照明器具である。

こうしてください！

- 多くの場合、器具の下に、電池（バッテリー）の有無をチェックできる目印が付いている。この照明器具の球を間引くことは厳禁。不点灯の場合はすぐに修繕を。
- 自家発電設備を有し、電気が供給されるよう設定された照明器具についても同様の注意が必要。
- 壁の下部に付いている通路誘導灯（標識）は、椅子などの家具や掲示物で隠さないよう注意。
- 壁の上部に付いている誘導灯（標識）は、火災発生時は煙により見えづらいこともあることを普段から念頭に入れておくことが重要。
- 照明器具タイプには蛍光灯タイプのほか、最近では省電効果もあるLEDタイプが生産となってきているので、それぞれに適した点検を。

部位や機器がどんな機能を有しているのかの説明

その状況を是正する方法の説明

他、関連法令の条項ごとの説明や、施設管理上の悪い例、防災性能低下の状況を是正する具体的な対応策（簡便なものから修繕等を伴うものまでを費用の考え方と共に）等を紹介。

発災時にすべきこと 発災直後の点検確認について その1

- 発災時には、施設管理者は建築保全業務受注者と連携し、建築構造体および施設機能について点検を行い、**職員等の安全確保、施設の使用可否判断**および伝達要領に基づく**被災情報伝達**等を行う必要があります。
- 施設の点検にあたっては、「**発災時チェックシート**」※などを参考に、迅速に点検を行ってください。点検後、被災情報伝達対象となっている施設は、**上位機関や各地方整備局へ報告**を行ってください。
※参考：業務継続のための官庁施設の機能確保 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000014.html

発災時チェックシート				
点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	○の場合の 対応・応急対応等
I. 構造体等				
I. 第1次				
1. 構造体等の1次点検				
1.1. 全般				
(1) 一見して危険と感じるか	① 火災が発生している。	【あ】		建物を退去
	② 煙が出ている。	【い】		建物を退去
	③ ガスのおいがする。	【う】		建物を退去
	④ 建物が浸水している。	【え】		安全な場所に移動
	⑤ 周辺道路が浸水している。	【お】		安全な場所に移動
	⑥ 著しく液状化している。	【か】		安全な場所に移動
	⑦ 津波警報の発令等により施設に近づけない。	【き】		安全な場所に移動
	⑧ 危険と思われる要素は見当たらない。			初動対応開始
1.2. 構造体				
(1) 一見して危険と感じるか	① 基礎の著しい陥没・上部構造との著しいずれしている。	【く】		建物を退去
	② 建物全体又は一部が著しく傾斜している。	【け】		建物を退去
	③ 建物全体又は一部が脱落・落離している。	【こ】		建物を退去
	④ 危険と思われる要素は見当たらない。			初動対応開始
1.3. その他				
(1) 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険はないか	① 隣接建築物や鉄塔等が庁舎の方向に傾いている。	【さ】		建物を退去
	② 周辺地盤が陥没している。	【し】		建物を退去
	③ 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、庁舎への影響はないと考えられる。			要留意 専門家へ詳細診断を要請す
	④ 危険はない。			点検継続

- 発災時チェックシートは、一次点検、二次点検、三次点検と時系列的に沿って整理されており、この順序に従って点検を進めて下さい。
- 一次点検項目（建物に立入る前に確認すべき項目）には、**来訪者や敷地外への二次被害を及ぼす可能性**があり、発災直後に**速やかに異常の有無を把握**し立入禁止措置や然るべき者への連絡が必要な項目も含まれています。
- 火事や煙が出ている場合の消防への連絡のほか、**ガス漏れ**の疑いがある場合、**地区担当の一般ガス導管事業者**へ迅速にご連絡いただくようお願いいたします。
* 施設の契約先のガス事業者と、この担当事業者が違う場合がありますので、次のアドレスから予め担当事業者を確認しておいてください。
<https://www.gas.or.jp/jigyosya/>

“発災時チェックシート（I次）”

- 「発災時チェックシート」については、発災時に迅速に点検に当たることができるよう平時から準備を行うとともに、**建築保全業務受注者との共有・読み合わせ**を行ってください。
- また、円滑な被災情報の把握にあたっては、被災前後の状態を比較することが有用です。**平時より現地確認を行い、必要に応じて既存の写真を記録**しておくようお願いいたします。

発災時チェックシートによる点検を行う際の注意点について「官庁施設の被災情報伝達要領」の「**様式2**」作成にあたっての参考資料(案)にまとめています。

判断に迷う状況や注意を要する状況等を写真で解説していますのでぜひご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild tk2_00022.html

例

<鉄筋コンクリート造の場合>

様式2の被災情報	状況例	発災時チェックシート	
		点検内容	対処・応急対応の例
【お】 コンクリートのひび割れ・剥落・鉄筋露出	<ul style="list-style-type: none"> 仕上げモルタルはかなり剥落しているが、柱のコンクリートの剥落は少ない。 斜めのひび割れはあまりなく、幅も小さい。 	斜めやX字形のひび割れがあり、コンクリートが部分的に剥落している。 ⇒ 要注意・専門家へ調査を依頼	
	<ul style="list-style-type: none"> 柱が切断している。 コンクリートの顕著な剥落と鉄筋の広範囲の露出。 壁に大きなせん断ひび割れが生じ、壁の向こう側が透けて見える。 	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。 ⇒ 立入不可・建物退去 壁の向こう側が透けて見える。	

<鉄骨造の場合>

様式2の被災情報	状況例	発災時チェックシート	
		点検内容	対処・応急対応の例
【お】 その他	<ul style="list-style-type: none"> 柱に塗装がはがれる程度の腐蝕が生じている。 柱に斜めにかかっている筋交いが変形している。少数である。 	鉄骨柱梁、筋交い又はその接合部に部分的な変形、亀裂が見られる。 ⇒ 要注意・専門家へ調査を依頼	
	<ul style="list-style-type: none"> 柱梁接合部の継ぎ手が大きく変形、破断している。 鉄骨柱に大きな変形が生じている。 柱梁に斜めにかかっている筋交いが大きく変形、破断している。 	鉄骨柱梁、筋交い又はその接合部に顕著な変形が見られ、破断している。 ⇒ 立入不可・建物退去	

③ 商用電源

様式2の被災情報	状況例	発災時チェックシート	
		点検内容	対処・応急対応の例
【す】 非常用発電設備稼働中	<ul style="list-style-type: none"> 運転中の非常用発電機に、異臭、異音、発煙などの状況は生じていない。 	正常に稼働している。	⇒ 点検継続
【せ】 停電	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電設備が停止している。 警報ランプ、ブザーが点灯、鳴動している。 非常用発電設備の設置なし。 	停止している。 (商用電源の途絶時)	⇒ 維持管理受託者、機器メーカー等へ緊急対応を要請する。

*広域の停電が、建物だけの電力供給停止状態かの確認は、周囲の信号機や照明(夜間)などの公共物により確認する。

④ トイレ等の給水

様式2の被災情報	状況例	発災時チェックシート	
		点検内容	対処・応急対応の例
【そ】 断水	<ul style="list-style-type: none"> 蛇口を捻っても水が出ない。 水洗便所の水が出ない。 洗面器や便器の排水が流れない。 	水道(給水・排水)、水洗が使用できない。	⇒ 災害対策トイレの準備、給水・排水設備の機能確認。

建物を使用してよいか判断に迷う部分があれば、**各地方整備局等窓口**までご相談ください。

このシートを、初動のための事前準備としてご活用下さい。

- 「建築保全業務共通仕様書」第1編 第1章総則 1.1.7「非常時の対応」においては、災害に備え、非常時の指揮命令系統や連絡体制等を予め定めておくこととしています。
- 次の各空欄を埋めて、初動体制に備えて下さい。

● 指揮命令系統 (既存文書を綴るのも可) (災害の種類による違いに注意。災害対策本部窓口(施設内に設置される場合は場所も)も確認)	
● 建築保全業務受注者の連絡先 (取り決めに記した文書名と期日:)	電話番号 会社名、担当者名
● 電気会社 (一般送配電事業者) ● ガス会社 (一般ガス導管事業者) 上下水道事業者	電話番号 会社名、担当者名
● 図面等の保管場所 (平面図、主要な設備機器の設置場所や機能が分かる詳細図及びこれらの非常時の操作方法が分かる資料、BCP文書、取決文書、官庁施設の被災情報伝達要領、被災情報伝達様式、発災時チェックシート等)	階、室名 (防災センター等)
● 安全確認等のための物品の保管場所 (ヘルメット、懐中電灯、軍手、立入禁止用テープやコーン、ペン&貼紙)	階、室名 (防災センター等)
● 閉庁時の鍵の開錠について	
● 地方整備局等窓口	電話番号 部署、担当者名

その他参考になる指針等__別添資料のご案内

別添には、防災対策として官庁施設において取り決められた、前述でご紹介した各資料をまとめています。

- 建築保全業務共通仕様書
https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm
- 官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html
- 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000014.html
⇒ 発災時に必要となる施設機能を施設管理者が確保する手法等についてとりまとめたもので、付録に次がある。
 - 発災時チェックシート ⇒ 発災直後の点検確認項目をまとめた参考点検様式
 - 通常時チェックシート ⇒ 発災時に必要な施設機能を、平常時に把握するための参考点検様式
- 官庁施設の被災情報伝達要領
(平成27年7月17日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ)
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html
⇒ 発災時における官庁施設の機能確保に係る点検の事項や体制、官庁施設が被災した場合の対象となる施設の被災（無を含む）情報について、伝達に係る事項、ルート、時期、手段、様式等を取りまとめたもの。
- 地震により施設が被災した場合の設備機器に関する注意事項
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html